

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和7年1月6日

協議会名:延岡市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名:地域公共交通利便増進事業(利便増進計画策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性		③生活交通確保維持改善計画又は 地域公共交通計画等の 計画策定等に向けた方針
【実施した内容と実施結果】 (1) 市内全路線に関する分析・整理 本市に係る全路線の運行概要や利用状況等の 分析及び整理を行った。 また、路線別に事業内容や方針、事業収入・支出、負 担額、平均乗車密度等について路線別の情報を整理 した。 (2) 利便増進実施計画(案)の作成 市民の生活行動やニーズなど移動特性に合わせた 利便増進事業の具体的な実施内容をはじめ、利便増 進事業の実施による利用者数や収支、運転士数など の影響・効果について検討を行った。 また、当該検討結果を踏まえ、地域公共交通利便増 進実施計画及び計画書概要版を作成した。 (3) 地域公共交通計画の改定 利便増進事業の実施期間及び事業の内容を踏まえ、 すでに策定している延岡市地域公共交通計画の事業 期間や内容等について見直しを行う予定である。 (4) 法定協議会の開催 計画策定に向けた調査内容や調査結果を受けて、今 後の交通体系のあり方について議論するための協議 会等を開催した。	A	いずれの事業についても、交付申請の内容に基 づき、適切に実施した。	○令和6年度中に地域公共交通利便増進実施計画を 策定予定(令和7年2月にパブリックコメントを実施し、 令和7年3月中に計画を策定し国へ提出する。) ○また、利便増進事業の実施期間及び事業の内容を 踏まえ、すでに策定している延岡市地域公共交通計 画の事業期間や内容等について、令和7年2月に見 直しを行う予定である。 ○なお、計画案の基本方針等は下記のとおり。 【計画対象区域】 延岡市全域 【計画期間】 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度) 5 年 【基本方針】 「地域の暮らしを支える持続可能な公共交通ネット ワークの再構築～共創型交通の実践～」 【実施事業】 ■北部・南部まちなか循環バスの新設 旧延岡市の北部・南部地域から中心市街地へのアク セス向上を図るため、北部・南部まちなか循環バスを 運行する。 ■南部乗合タクシー4路線の延伸 南部まちなか循環バスよりも南の地区も当該バスを 利用できるよう、南部乗合タクシー4路線を延伸する。 ■地域間幹線宮野浦線のルート変更 主要な買い物施設や医療機関を新たに経由しながら 市街地の大規模小売店への乗入れによりさらなる利 便性向上を図るとともに、北部・南部まちなか循環バ スへの乗り継ぎも可能とすることで、中心市街地の回 遊性を向上させる。